

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學図書館所蔵「下総国香取郡本矢作村・大根村野境論裁許絵図」の解題と翻刻

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高見澤, 美紀 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000661

國學院大學図書館所蔵

「下総国香取郡本矢作村・大根村野境論裁許絵図」の解題と翻刻

高見澤 美 紀

はじめに

下総国香取郡本矢作村・大根村野境論裁許絵図は、國學院大學図書館が所蔵^{〔1〕}する貴重書に含まれる、享保五年（二七二〇）に本矢作村^{〔2〕}（現千葉県香取市）と大根村^{〔3〕}（現同）の間におきた野境をめぐる争論に対する裁許絵図である。絵図は彩色され、絵図裏面には裏書・連署・印判を持つ。

本稿は、この下総国香取郡本矢作村・大根村野境論裁許絵図について、翻刻と若干の解題を認めるものである。

一 立会絵図と裁許絵図

本史料の絵図面側、絵図上の方角で東南余白には「下総国香取郡 立合絵図 本矢作村 大根村」の墨書がある（画像1）。ここから本史料が当初は立会絵図として作成されたことが分かる。立会絵図とは、江戸時代の境界争論において訴訟方（原告）と相手方（被告）の双方が共同で作成する、争論の現場^{〔4〕}論所を含む地域の詳細な絵図である。そして、

後述するように裏書にある裁許文とその署名から、この野境論が評定所での吟味を経て裁許を受けたものであることが分かる。

江戸時代においても様々な事由による争論が数多く起こって

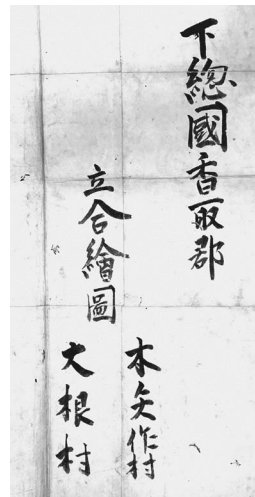
いる。こうした争論を専任で解決する役職はなく、寺社・寺社領、関八州以外の私領に関する訴訟は寺社奉行が、江戸府内・

町人に関する訴訟は町奉行が、幕府領と関八州の私領に関する

訴訟は勘定奉行がそれぞれ管轄したが、異なる管轄下同士の訴訟、また判例のないものや重要な案件については評定所による裁定が行われていた。評定所の制度は江戸時代前期から整備されていき、その構成員の中心は老中から寺社奉行・町奉行・勘定奉行へ移行し、これに大目付・目付を加えた評定所一座が審理を担当した。^①

訴訟の手順を簡単に見ておきたい。訴状が提出されるとまずは「内済」という、当事者間での話し合いによる解決が図られた。可能な限り訴訟を回避するというのが幕府の方針であったためである。内済が整わない場合は訴状が受理され正式な訴訟となり、訴訟方・相手方を江戸へ呼び出し、吟味を行った。ただし、審理が進められる中でも扱い人を入れた当事者間での話し合いが持たれ、合意が形成された場合には「済口証文」などが提出されて訴訟の取り下げが行われた。合意に至らない時にはさらなる吟味の上、裁許という形で裁定が下され、訴答双方に裁許状が渡され、裁許の厳守が求められた。

吟味は訴答双方に自らの主張の証左となる文書類を提出させ、それをもとに裁定を行っていくのであるが、境界論の場合、論所の詳細な絵図が必要となる。訴答銘々が提出した絵図に記載の齟齬があつては吟味に支障をきたすゆえに、双方が合意の上で絵図を作成・提出した。この絵図が立会絵図である。立会絵図上に吟味によって導き出された



画像1 「立合絵図」の表記

境界線を引き、裏面に裁許文を認め、連署・連印をすることで裁許絵図とすることは、近世前期の裁許の特徴の一つであった。⁽⁵⁾

本史料はこのような裁許絵図化された立会絵図であるため、史料内に「立合絵図」の表記は持つが、その性格から本学図書館での登録表題を「下総国香取郡本矢作村・大根村野境論裁許絵図」としたものである。

二 書誌

下総国香取郡本矢作村・大根村野境論裁許絵図の書誌的事項を挙げておく。⁽⁶⁾

本史料は國學院大學図書館所蔵の貴重書で、貴重書番号として四二四〇が付されている。

法量は、縦一七四・五×横二五五・三センチである。この縦横方向は絵図面に記載される「大根村 礮花台」、「下総国香取郡立合絵図 本矢作村 大根村」の文字列の方向と合わせた。絵図面上の方位でいえば西↓東となる。二九二×四一・〇cmの楕紙三十六枚を縦六枚・横六枚に継いだもので、形態は鋪となる。

作成年代は裁許が下された年月日、裏書の裁許文にある「享保五年庚子十月四日」となる。絵図面自体の作成年代は前述した通り立合絵図であるため、裁許の日付以前である。裁許文によれば野境論が起こったのが「当三月」とあるため、享保五年二月以降、十月以前ということになる。

作成者は裁許文に連署・連印する酒修理（寺社奉行・酒井修理亮忠音）ら評定所を構成する十一名である。この十一名の詳細については後述する。

宛先の記載はないが、その性格上訴訟方と相手方である下総国香取郡本矢作村・大根村となる。

以下に裁許文とその翻刻を掲載し、関連資料も用いつつ本史料の作成経緯・裁許の内容などを明らかにしたい。

三 裁許文の翻刻と野境論の経緯

本史料に裏書として記される裁許文（画像2）とその翻刻を掲げ、その内容からこの野境論の推移を見ておきたい。なお、翻刻にあたっての凡例は以下の通りである。

- ・ 漢字の旧字・異体字は常用漢字・通行の字体に改めた。
- ・ 変体仮名はひらがなに改めたが、助詞の「与」「者」「江」はそのままとし、小字右寄せとした。
- ・ 改行は史料通りとした。
- ・ 適宜読点・並列点を付した。

【翻刻】

下総国香取郡本矢作村与大根村野境論裁許之事、本矢作村訴趣

大根村と野境礮花之田地雨水溝より野場者大道通両村持之木戸

際迄御座候処、此度従大根村右野場を割、芝くれを上ケ、松林伐荒候、寛永

十九年取扱証文之通守之候様ニ相願之旨申之、自大根村者、論所境寛永年中

取扱証文礮花台と沢との折目古境塚通り相濟候処、当二月相手村より当村

林伐荒、右境塚切崩、且両村持と申立候木戸土手共普請当村より仕之、番人附

置之由答之、遂吟味之上、境塚新古之訳・松林村持之儀・木戸普請等双方争論

就難決、向寄御代官野田三郎左衛門・松平九郎左衛門堤方之手代兩人差遣令見分処

切崩塚跡所々相見江、其上大根村申立ル式拾四ヶ所之内前後式ヶ所之塚今以

慥有之、古来之有形無紛、殊大根村之者新規境塚築立候ハ、其假差置

可訴出儀、本矢作村百姓出入可企之巧を以切崩候段歴然也、然上者七十

九年以前古之境験建置候と有之古証文之場相決、本矢作村よりハ大道通

境之由雖申之、一向為非分、其外林伐荒之儀・木戸普請等双方申争候得共、如古来境相極上者

勿論可為大根村申通、右之切崩塚跡從本矢作村築立之、伐置候松木

大根村江取之、向後互不可及異論、仍絵図面引墨筋令裏書各加印判、双方江下置之間、不可違失者也

享保五年庚子十月四日

寛平太^①

駒肥後^①

大下野^①

伊伊勢^①

水伯耆^①

大越前^①

中出雲^①

土伊予^①

松対馬^①

牧因幡^印酒修理^印

翻刻は以上になる。まず、本矢作村と大根村との間におきた野境論の概要と、下された裁許の内容を裁許文から見
ておきたい。

本野境論は当初本矢作村から訴え出たものであることが分かる。訴えた趣意は次のようであった。本矢作村と大根
村との野境は礮花の田地雨水溝から大道通、両村持ちの木戸際までであるが、今回大根村がこの野場の境界をこえて
芝地を掘り返し、松林を伐り荒らした。寛永十九年（一六四二）の取り扱い証文の通り、野境を守るよう大根村に命
じてほしい、というものである。

訴えられた大根村は次のような反論を行っている。今回の論所の境界は、寛永期の取り扱い証文によって、礮花台
と沢の折り目の古い境塚の通りである、と決していたのにも関わらず、享保五年二月に至り本矢作村が大根村の林を
伐り荒らし、境界であった境塚を切り崩したのである。また、両村持ちと申し立てている木戸は、土手とともに大根
村で普請を行い、木戸番人を付けていることから、大根村持ちである。

両村からの訴答を受け、評定所において吟味をおこなったものの、境塚の新旧、松林の所属、木戸の普請の三点に
ついては双方の言い分が合わず、裁許を下すことができなかった。

そこで、論所近隣の幕府代官野田三郎左衛門と松平九郎左衛門の手代二名を差し遣わして論所見分を行わせたとこ
ろ、論所には切り崩された塚跡がところどころに見受けられ、そのうえ、大根村が主張した二十四か所のうち前後二
か所の境塚は現在も確かに存在しており、これが以前からの境塚と確認された。

代官手代二名による論所見分の結果をふまえて、評定所において吟味の結果、次のような裁許が下された。そもそも大根村の者たちが新規に境塚を築き立てたのであれば、自分たちで切り崩すことはせずに境塚があることを申し立てたであろう。と考えると、本矢作村の百姓たちが当初から野境論を企図して従来の境塚を切り崩したことは歴然である。ゆえに往古からの境に驗^レ境塚を建て置く^トある七十九年以前（寛永十九年）の古証文の場を境界と決し、本矢作村の大道通が境界であるとの主張は退ける、とした。

そのほか松林の伐り荒らしの件、木戸の普請の件についても論点になっていたが、古来の境界が確認された上は、これらについても大根村の主張する通りであろうとし、本矢作村に対しては切り崩した境塚の再築を、また伐り取られた松木は大根村の所有とする旨が命ぜられている。

以下、今後はこの境界について両村ともに異議を申し立てないよう、表面の立会絵図に墨筋を引き印判を加えて双方に下付するので、これに反しないよう申し付けて裁許文面は終わる。裁許が下された日付「享保五年庚子十月四日」が記され、この裁許にかかわった評定所の十一名の連署・連印がある。署名は略記された片名字であり、それぞれ次の人物となる。⁽⁷⁾

寛平太⁽⁸⁾ 勘定奉行 寛平太夫正鋪⁽⁹⁾（一〇〇〇石）

駒肥後⁽¹⁰⁾ 勘定奉行 駒木根肥後守政方⁽¹¹⁾（一七〇〇石）

大下野⁽¹²⁾ 勘定奉行 大久保下野守忠位⁽¹³⁾（二三六〇石）

伊伊勢⁽¹⁴⁾ 勘定奉行 伊勢伊勢守貞敕⁽¹⁵⁾（一〇三〇石）

水伯耆⁽¹⁶⁾ 勘定奉行 水野伯耆守守美⁽¹⁷⁾（一四〇〇石）

大越前⁽¹⁸⁾ 南町奉行 大岡越前守忠相⁽¹⁹⁾（一九二〇石）

中出雲 Ⅱ 北町奉行 中山出雲守時春⁽¹⁴⁾ (一五〇〇石)

土伊予 Ⅱ 寺社奉行 土井伊予守利意⁽¹⁵⁾ (二万三〇〇〇石、三河国西尾藩)

松対馬 Ⅱ 寺社奉行 松平対馬守近禎⁽¹⁶⁾ (二万一二〇〇石、豊後国府内藩)

牧因幡 Ⅱ 寺社奉行 牧野因幡守英成⁽¹⁷⁾ (三万五〇〇〇石、丹後国田辺藩)

酒修理 Ⅱ 寺社奉行 酒井修理亮忠音⁽¹⁸⁾ (一〇万三五〇〇石、若狭国小浜藩)

次いで、関連資料を交えてこの野境論の具体的な過程を明らかにし、さらに近世前期の境界論裁許を論じた宮原一郎⁽¹⁹⁾氏の成果から本裁許の特徴を確認しておきたい。

磯花の境界をめぐる本矢作村が大根村を訴えたのは享保五年二月十六日のことである。この訴状を受けて大根村は六月十三日に勘定奉行に対して論所見分願を、十五日には返答書を提出している⁽²⁰⁾。しかし、この論所の境界については、訴訟方の本矢作村も相手方の大根村もそれぞれ主張する箇所は異なるものの、寛永十九年の「取扱証文」での決定通りである、との認識は一致している。つまり、この論所は過去にも境界論がおこった場所ということになる⁽²¹⁾。こうしたケースでは前例に倣って境界が決定されることが多く、本史料においても最終的には「七十九年以前古之境験建置候と有之古証文之場」に決している。

ただし、江戸での吟味では①境塚の新旧、②松林の所属、③木戸の普請の三点について確認ができなかった。こうした際に論所見分のため検使として派遣されたのが最寄り代官の手代であった。なお、享保四年以降裁許文には検使となった手代の名前が明記されなくなったとされ、本史料にも「手代兩人」とあるのみで、氏名は記されていない。ところで、検使となった「手代兩人」は「向寄御代官野田三郎左衛門・松平九郎左衛門堤方之手代」二名である。このうち、野田三郎左衛門⁽²²⁾は享保五年八月より近隣の幕府領三十三か村を支配下においた代官である。一方、もう一

人の代官松平九郎左衛門^③は論所近隣には支配所はなく、「向寄代官」とは言いがたい。しかし、この両人は以前から利根川における川除普請奉行代官としてこの地域に関わる代官であった^②。故に地域を知る「堤方之手代」が検使に選ばれたと考えられる。論所近隣に支配所を持たない代官の手代であっても、何らかの形で地域に関わる場合は検使として派遣されたことを指摘しておきたい。

この時検使として派遣された代官手代は「川除堤方御手代」中里條右衛門と荻野藤八の両名で、享保五年八月二十三日に佐原村へ出役した。大根村の返答書提出から三か月が経過しており、その間に訴状の受理と江戸での吟味が行われたのであろう。上宿を逗留先として、詮議を開始した中里と荻野は、八月二十六日に岩ヶ崎・大崎・長山・福田・伊地山・荒北・岩部・助沢・香取・新市場・返田・油田の十二か村の名主・組頭を呼び出して尋問を行い、口書（供述書）を取っている。その二日後の八月二十八日には佐原村の名主四名立会のもと、本矢作村・大根村の惣百姓を呼び出し、一人ずつ吟味のうえ口書を取っている。また同日には二月以降に行われた松木・松枝薪などの売買について各村から詳細を書き出させている。これは論所から伐り荒らされた松木の探索と考えられる。九月二日には検使による吟味は終了し、佐原村を出立、江戸へ帰った^④。

検使からの報告を受けた評定所では再び吟味が行われ、十月四日には裁許が下された。この裁許では検使派遣以前に問題となった三点のうち、境塚^①に対する判断がくだされ、それをもとに、両村が主張した松林^②、木戸普請^③についても全面的に大根村の主張が入れられている。

また、享保五年当時は寺社奉行が評定所での上位役職となっており、本裁許文においても最後の署名は寺社奉行・酒井忠音である。

以上のように、本史料は享保五年当時における検使派遣を含めた裁許の形式を踏まえていることが窺える。

四 裁許絵図概観

ここで裁許絵図に描かれている対象を確認しておく（画像3・図1）。

絵図は彩色されており、色凡例は付されていないが、概ね次のような塗り分けと書き込みがなされている。

朱色…道

青色…用悪水路

黄色／記1号「Ⅲ」、文字「田」の書き込み…田

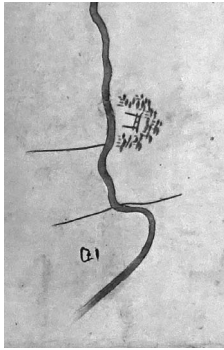
灰色／文字「畑」の書き込み…畑

緑色／樹木・萱の描写…山林原野、ただし、樹木と萱が描写される場所はそれぞれ濃さの違う緑色で塗り分けられ、明確に線引きされている。

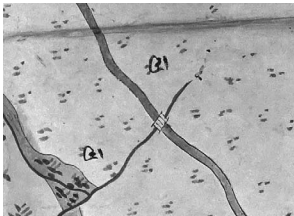
また、屋敷や神社（鳥居）、橋が描写されるほか（画像4）、随所に字名や「本矢作村」「大根村」を冠した「田」「畑」等の文字が書き入れられ、本矢作村・大根



屋敷

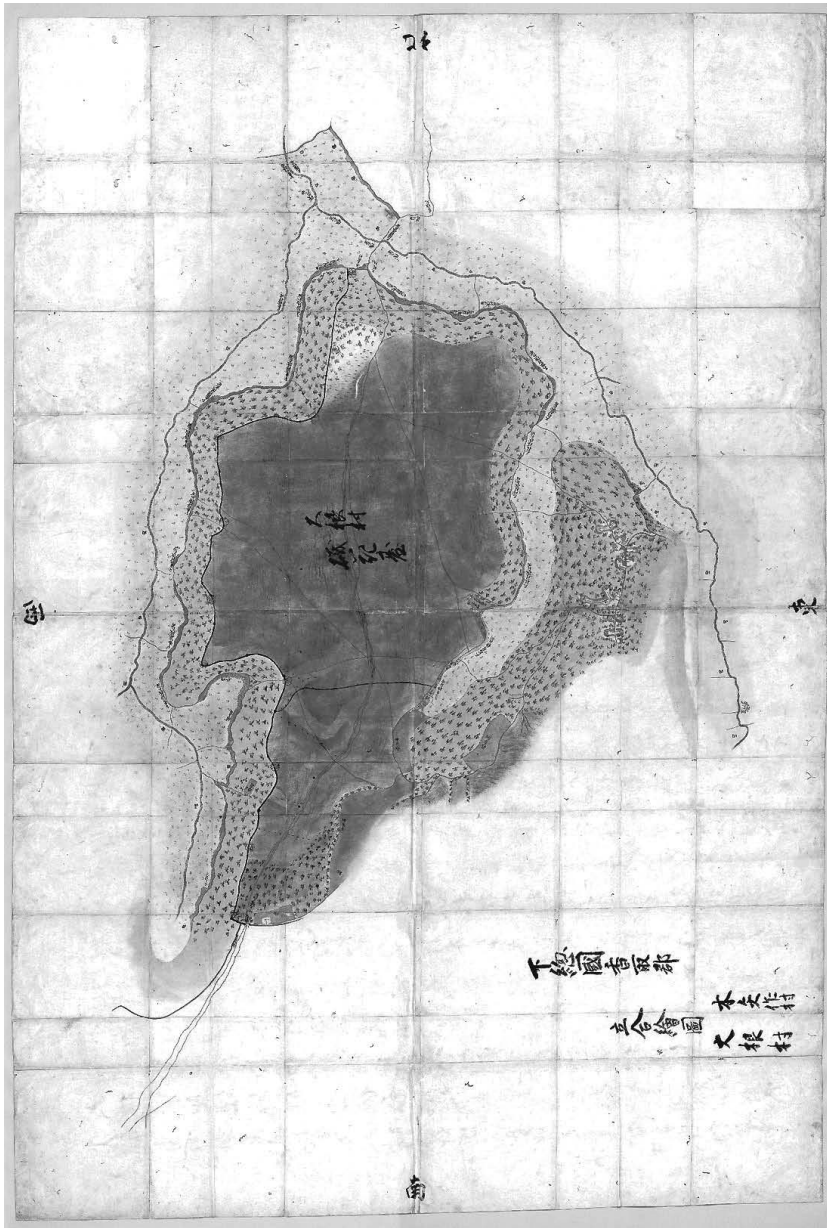


神社



橋

画像4 絵図での描写状況



画像 3 裁許絵図

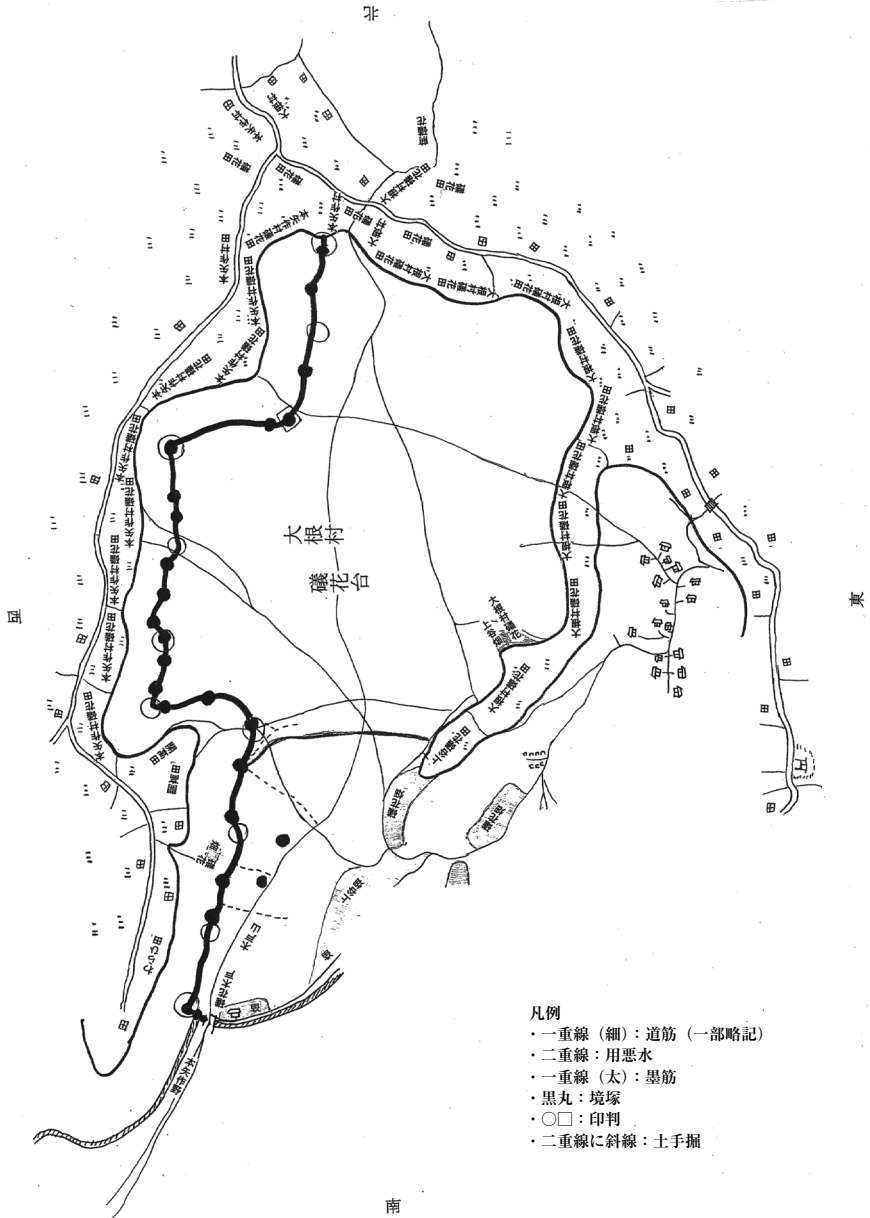


図1 裁許絵図(トレース)

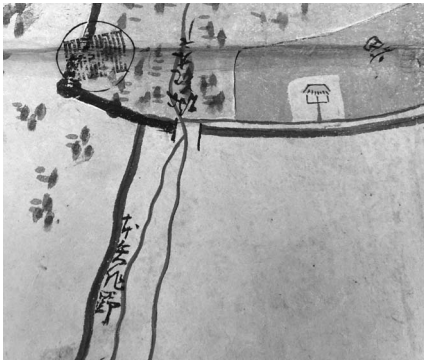
村の境界を示している。

台地上の南部に黒破線「……」、東西に延びる黒実線「—」が書き込まれているが、この線がそれぞれ何を示しているかは不明である。

一方、絵図面西側には南北に延びる黒太実線は立会絵図を裁許絵図たらしめる「墨筋」Ⅱ裁許で決定した境界線である（画像5）。この墨筋には裏書の裁許文に署名した十一名の印判が押されており、北から順に牧野英成（寺社奉行、以下寺）、大久保忠位（勘定奉行、以下勘）、土井利意（寺）、大岡忠相（南町奉行）、水野守美（勘）、伊勢貞敷（勘）、中山時春（北町奉行）、松平近禎（寺）、笈正鋪（勘）、駒木根政方（勘）、最南端に酒井忠音（寺）となっている。押印することによって境界線の実効性を保ち、改竄防止となる。

この墨筋の下には二十四か所の黒丸「・」が確認できる。これが、今回大根村が主張した二十四か所の境塚であろう。また、礪花台中央を南北に通る道の南部にも二か所同様の黒丸が確認できるが、こちらは何らかの塚であつたと思われる。

絵図の最南端には道とは異なる朱太実線が引かれた箇所がある（画像6）。一部は墨筋



画像6 木戸と土手（部分）



画像5 裁許墨筋（部分）

と重複しているが、一か所の切れ目があり、礮花台の中央を通る複数の道筋がここで一つとなり、切れ目の外から再び二本となっている。この場所が裁許文でも問題となっていた木戸であり、絵図から「礮花木戸」との名称であったことが知れる。裁許文内の大根村の主張からはこの木戸とともに普請対象となる土手、そして木戸番人の存在が窺えることから、絵図上の朱太実線は土手堀を示すものと考えられる。⁽²⁶⁾土手堀を切った部分が木戸であり、木戸近くに一軒のみある屋敷・畑は木戸番人のものであろう。

絵図には概ね以上の描写がなされているが、この訴訟の発端である芝の掘り起こし・松の伐り荒らしのあった野場や、本矢作村が主張する境界を示す「雨水溝」、大根村が主張した境界「礮花台と沢との折目」の「沢」は描かれていない。立会絵図は訴答両村が共同で作成するものであるために、各々が主張する対象は描写されず、あくまでも客観的な、論所を含む周辺絵図となるのであろう。

五 論所「礮花」とは

論所となった礮花周辺の位置を確認しておきたい(図2)。礮花台は下総台地東部に位置し、地形としては舌状台地と呼ばれるもので、こうした場所では谷津頭や斜面からの湧水によって谷津田が形成される。本史料でも舌状台地と谷津田の形状が確認でき、現在も地形上に大きな変動は認められない。

ただし、台地上の山林原野は開かれて、土砂採取事業による台地の掘削が行われた(画像7)。この掘削に前後して礮花遺跡調査会による発掘調査が行われている。⁽²⁷⁾この発掘では縄文時代中期の住居址等の遺構・遺物が確認されており、また、以降の調査において古墳時代・平安時代の建物遺構が確認された。しかし、これらの遺跡は土砂採集事業の進捗とともに消失、その土砂採集事業も終了し、⁽²⁸⁾現在は牧場として使用されている。⁽²⁹⁾



図2 論所周辺の景観（明治18年測量「第一師管地方迅速測図
佐原村銚子近傍第二十一号」<部分>に追記）

では、江戸時代の礮花台はどのように利用されていたのだろうか。裁許絵図にある通り、住居は礮花台東隣の台地上にあり、礮花台は周囲に若干の畑地があるほかは、松林・芝地といった野地である。本矢作村と大根村はこの野地を秣場とし、伐木売買による収入を得ていたと考えられる。

ところで、裁許絵図にある「木戸」とは何だろうか。前述したように裁許絵図には礮花台の南部に続く台地から谷津田を囲むように伸びる土手堀と、その一部を切った部分にある木戸、そして木戸番人の屋敷が描かれている。江戸時代、礮花台の南端の木戸外は幕府直営牧のうち佐倉牧の一つ、油田牧であり、牧場で育成している野馬が牧場外に出ないように、また周辺村落の田畑を荒らさないように周辺には土手堀等が構築された。また、牧場内には道筋も多く通っていたが、火災防止のため提灯の使用が制限された。ゆえに夜間には通行止めとなり、大根村を含む各村の牧場へ通じる道筋の入り口には木戸が設けられ、木戸番人が付いたのである。⁽³⁰⁾

なお、図2には礮花台の南部に「九美上村」という地名が見える。これは明治初年に東京窮民授産政策の一環で行われた、旧幕府直営牧の開墾事業において九番目の開墾村につけられたものである。⁽³¹⁾



画像7 礮花台現況

おわりに

本稿では、下総国香取郡本矢作村・大根村野境論裁許絵図について、裏書の裁許文翻刻と裁許絵図作成に関連する史資料から若干の解題を行った。また、絵図に描かれる内容の精査とともに、論所の各時代における移り変わりを確認した。本史料の大きな特徴としては、立会絵図の裁許絵図化、江戸での裁許不能時における最寄り代官手代を檢使とした論所見分、檢使手代の無記名化、寺社奉行の上位役職化などといった、近世前期から中期に至り変化していく、評定所での裁許の形式を踏まえている点であろう。

また、論所となった礪花周辺地域は地形の大きな変化が見られない台地と谷津ではあるが、本史料で裁許が下された境界は台地の斜面上に位置しており、江戸時代には存在した境塚などの明確な目印は現在見当たらない。しかし現在の住宅地図^②に示された本矢作と大根の境界線は、本史料で裁許の下された境界線と近似している。江戸時代の裁許が、現在に至ってもなおその実効性を保っている事を指摘しておきたい。

本史料、そして論所周辺地域の検討から、境界をめぐる動向のみならず、縄文時代から平安、江戸、明治そして現在に至る、下総台地における人々の営みが垣間見えよう。

註

- (1) 本史料は、二〇一一年一月に古書店経由で國學院大學図書館に架蔵された。本史料一点のみで、付随する古文書類等の関連資料はなかった。
- (2) 本矢作村は村高五二八石余、享保五年当時の支配は旗本神谷氏・杉浦氏・新見氏・中根氏・大久保氏の相給であった。

- (3) 大根村は村高五三二石余、享保五年当時の支配は旗本杉浦氏・山岡氏・中山氏・平岡氏の相給であった。
- (4) 杉山晴康「徳川時代の刑事法」(『比較法学』二巻二号、早稲田大学、一九六六年)
- (5) 宮原一郎「近世前期の争論絵図と裁許―関東地域における山論・野論を中心に―」(『徳川林政史研究所 研究紀要』第三十七号、二〇〇三年)、同「十七世紀における幕府裁許と立会絵図」(『白井佐知子他編『契約と紛争の比較史料学―中近世における社会秩序と文書―』吉川弘文館、二〇一四年)
- (6) 本史料は平成二十五年度発行の『國學院大學図書館所蔵 中近世文書書籍目録』への掲載はない。
- (7) (一) は知行高を表し、大名についてはその藩名を記した。
- (8) 『新訂寛政重修諸家譜 第十七』三三頁、在職期間は享保五年(一七二〇)八月〜享保十九年十一月
- (9) 『新訂寛政重修諸家譜 第十五』五八〜五九頁、在職期間は享保四年四月〜享保十七年五月
- (10) 『新訂寛政重修諸家譜 第十二』十八〜十九頁、在職期間は享保元年二月〜享保八年十一月
- (11) 『新訂寛政重修諸家譜 第八』二七八〜二七九頁、在職期間は正徳四年(一七一四)正月〜享保六年三月
- (12) 『新訂寛政重修諸家譜 第六』七七〜七八頁、在職期間は正徳三年三月〜享保八年三月
- (13) 『新訂寛政重修諸家譜 第十六』三〇七〜三〇八頁、在職期間は享保二年二月〜元文元年(一七三六)八月
- (14) 『新訂寛政重修諸家譜 第十二』二三九〜二四〇頁、在職期間は正徳四年正月〜享保八年六月
- (15) 『新訂寛政重修諸家譜 第五』二五五頁、在職期間は正徳三年三月〜享保九年閏四月
- (16) 『新訂寛政重修諸家譜 第一』八三〜八四頁、在職期間は正徳元年十二月〜享保十年八月
- (17) 『新訂寛政重修諸家譜 第六』二八六〜二八七頁、在職期間は享保三年八月〜享保九年十二月
- (18) 『新訂寛政重修諸家譜 第二』二五〜二六頁、在職期間は享保三年八月〜享保七年正月
- (19) 宮原一郎「近世の論所裁許と検使見分―裁許決定過程の検証とその転換―」(『栃木史学』第二十二号、二〇〇八年)に拠った。なお、氏は寛永八年(一六三一)から享保二〇年(一七三五)の関東八か国の裁許状六〇〇点を分析しておられるが、本史料はこれに含まれない。

(20) 「大根 平山勘解由家文書目録」(『佐原市史編さん調査報告書2 佐原の古文書 諸家文書目録』、二〇〇四年) NO. 21・22・23

- (21) (20) と同、NO. 4・5・6 によれば、寛永十九年三月七日に野境論は和談となり、「互取替候手形之事」が作成されている。裁許文中の「取扱証文」はこれを指すものと思われる。
- (22) 野田三郎左衛門秀成 慶米二百五十俵、代官在職期間は貞享四年（一六八七）八月～享保九年十月（『新訂寛政重修諸家譜 第一六』二四五頁）
- (23) 松平九郎左衛門尹親 慶米百五十俵、代官在職期間は正徳三年六月～享保二十年閏三月（『新訂寛政重修諸家譜 第一』二二七頁）
- (24) 伊能三郎右衛門家文書「部冊帳」『佐原市史 資料編 別編二 部冊帳 後巻上』（佐原市発行、一九九七年）
- (25) (24) と同
- (26) (20) 口絵「文化7年（油田牧御野馬立場絵図面）」には「ほり」と記されている。
- (27) 『佐原市 磯花遺跡―縄文時代中期集落址の調査報告―』（磯花遺跡調査会発行 一九八一年）
- (28) 香取市役所教育部生涯学習課文化財班への聞き取り調査による。
- (29) 聞き取り調査によると現地権者である相川牧場の該地への開設は十二年ほど前、二〇〇四年頃のことであり、当時から台地上周囲の工事等を行っていないとのことである。
- (30) 大谷貞夫「近世の油田牧と牧付村々」（『佐原の歴史』二号、二〇〇二年、後に『江戸幕府の直営牧』岩田書院、二〇〇九年に所収）
- (31) 旧幕府直営牧場内十三か所の開墾順に、初富（現鎌ヶ谷市）・二和・三咲（以上現船橋市）・豊四季（現柏市）・五香・六実（以上現松戸市）・七栄（富里市）・八街（八街市）・九美上（香取市）・十倉（富里市）・十余一（白井市）・十余二（柏市）・十余三（成田市・多古町）の村名がつけられた。
- (32) ゼンリン住宅地図 香取市大根

【付記】 本稿執筆にあたり、近世前期の裁許絵図に関しては宮原一郎氏にご教示を、論所となった千葉県香取市大根磯花の現地調査においては、香取市役所教育部生涯学習課文化財班、相川牧場の皆さま、また関係諸氏にご助力を賜った。記して謝意を表します。